

手足の不自由な子どもたち

# はげみ

令和2年度/No.392

# 6/7

June—July

特集 排泄・トイレ



第38回肢体不自由児・者の美術展入賞作品「四つばのクローバー」

栗原 日菜 (10歳)



社会福祉法人 日本肢体不自由児協会

# はげみ

令和2年度  
6・7月号

はげみ通巻392号



## 目次

広場 「医療的ケア」としての排泄支援の課題 .....	北住 映二	2
<b>特集 排泄・トイレ</b>		
各論1 排尿の障害の原因と対応 ー神経因性膀胱、尿閉、導尿とその支援、心因性頻尿など.....	北住 映二	4
各論2 医療型障害児入所施設において自己導尿を必要とする男児の 社会的自律を目指した支援.....	今宮 雄治	9
各論3 便秘の原因と対策.....	中谷 勝利	14
各論4 便秘改善のための体操、指圧（腹部マッサージ）について.....	藤原 一枝	20
各論5 浣腸についてー考え方と方法のポイントー.....	加藤久美子	25
各論6 快適な紙おむつの使用方法 ～紙おむつの構造、用途に応じた効果的使用法・選び方～.....	小杉 綾由美	30
各論7 効果的なおむつ使用への取り組み ～生活の質の向上は快適な排泄から始まる～.....	清家 幸子	35
各論8 排泄自立への支援 ～経験を通して～.....	川口 香織	39
各論9 排泄時の姿勢と動作への支援 ～排尿と排便の自主性を育む～.....	米持 喬・鴨下 賢一	42
各論10 排泄介助のポイント .....	佐々木清子	47
各論11 トイレの構造の工夫 .....	米持 喬・鴨下 賢一	54
トピックス 肢体不自由のある人のeスポーツ参加.....	大杉 成喜・岡元 雅	59
今号の表紙 .....	栗原 日菜	64



# 広場

## 「医療的ケア」としての排泄支援の課題

心身障害児総合医療療育センターむらさき愛育園名誉園長

北住映二

### 医療的ケアとしての排泄支援1ー間欠的導尿

今号の各論で解説している間欠的導尿が必要であっても、それを自分で行う間欠的自己導尿が困難なことがあります。私が外来で診ている方で、母親が学校に行って間欠的導尿を行い、卒業後もこのために職場まで母親が出かけている例があります。医療的ケアを要する人の就労が今後増えてくる可能性があり、職場での医療的ケアをどのように行うていくかが重要な課題となってきました。間欠的導尿もそのような医療的ケアの一つとして、職場での訪問看護師などの看護師による導尿が可能になるような制度が必要です。また、ヘルパーや介助スタッフからの支援を受けながら地域で単身で生活している女性で、間欠的導尿が必要ですが自分で行うことができないため、介助スタッフがいらっしゃる例もあります。導尿は医療行為であり、医療者や本人が家族が行うものとされていますが、毎日24時間の支援の中で、看護師が毎回行って導尿を行うことは実質的に不可能です。

このような場合の、地域での生活を維持するための特例

的な措置として、介護支援スタッフによる導尿も、条件付きで公認されるような制度が必要です。

### 医療的ケアとしての排泄支援2ー浣腸

ある会議で私が「浣腸も医療的ケアの一つ」と発言したところ、出席していた厚生労働省の方から「なぜなのか？」と質問されました。私は「浣腸は、現在の規定では実質的に医療行為として家族か看護師しかできない状況にある。そのため、浣腸が必要な場合に、医療型施設でない福祉型施設での短期入所で制限が加わるなどの問題がある。障害児者の地域生活支援の中では、浣腸も、看護師による実施が条件とされることの多い医療的な生活支援行為という意味での医療的ケアとしての位置付け、看護師配置の必要性のある行為としての位置付けが必要である」と説明しました。

平成17年7月の厚生労働省通知（医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について）では、浣腸について次のように記されています。



注1 以下に掲げる行為も、原則として、医師法第17条、

歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の  
規制の対象とする必要がないものであると考えられる。

⑥市販のデイスポーザブルグリセリン浣腸器<sup>※</sup>を用い  
て浣腸すること

※挿入部の長さが5から6センチメートル程度以内、  
グリセリン濃度50%、成人用の場合で40グラム程度  
以下、6歳から12歳未満の小児用の場合で20グラム  
程度以下、1歳から6歳未満の幼児用の場合で10グ  
ラム程度以下の容量のもの。

障害のある子どもと成人の外来で、私たち医師は、グリセリン浣腸液を処方することが非常に多く、年少児では30ml、年長児や成人では60mlを処方しています。家族もこれを使用して浣腸を実施しています。市販の物はイチジク型がほとんどですが、医師から処方されるのは各論5にあるような軟らかめのチューブ（長く入り込み過ぎるのを防ぐためにストッパーがついている）が付いているものです。（このタイプの方がいちじく型より使い易く40mlのものはインターネットなどで市販されています）

前述の平成17年通知で浣腸は、原則として医療行為ではないとされましたが条件が付いており、家庭で日常的に行われている浣腸のほとんどはその条件から外れていますので、規定からは医療行為に相当します。このためもあり、障害児者支援の場では浣腸はほとんどが看護師による実施が条件とされることがあるという実情があります。

また、家族や看護師が行うことが困難な場での、浣腸の問題があります。介助スタッフから支援を受けながら単身で生活している方で、医師処方の60mlの浣腸液で支援スタッフが浣腸を行っている例があります。薬局での通常の市販の物は使いにくく量が40mlと少なく費用の問題もありま

す。訪問看護を受ければよいという意見もあるでしょうが、他の医療的ケアはないので訪問看護の必要がなく、来てもらえらなくても回数に限りがあります。「重い障害があっても地域で生活を」という方向の支援を進めるためには、家族・看護師でない介護者による浣腸についての条件を、現実に即したものに緩める必要があります。

### 医療的ケアの制度の、現実に即した柔軟な見直しを

現在「医療的ケア」とされているものには、①医療者・家族でない介護職・教員なども一定範囲の内容の実施者として想定した医療的な生活援助行為（経管栄養など）と、②実施者が医療者・家族に限定される、生活を支えるための医療行為（インスリン注射、人工呼吸器管理など）があり、（資料参照）。2つの意味での医療的ケアを受けられる人が増加し、内容が高度化多様化し、ケアの場もグループホーム、単身生活の場、職場などに拡大しつつあります。新たな法律の枠組での医療的ケアが実施されるようになった平成24年度から8年を経て、現実に即した制度の柔軟な見直しが必要であり、①と②の両方の意味にまたがるものである導尿と浣腸についても同様に見直しが必要です。

排泄は、健康維持というだけでなく、社会生活の面でも介護の面でも大きなテーマです。この特集では、実際に支援にかかわっているいろいろな立場の方に執筆してもらいました。具体的な方法や考え方などについて、参考になれば幸いです。

#### 【資料】

北住映二「医療的ケアについての基本的事項など」、はげみ平成30年度2/3月号特集・新段階の医療的ケア、平成31（2019）年2月発行